

一般国道460号舗装修繕工事 実績要件

平成23年4月1日以降に竣工した請負金額5百万円以上の舗装工事で、公共工事又はコリンズ（CORINS）登録の公共発注機関等の工事の元請実績があるもの。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。

○ 機材について

新潟市内の本社（店）、又は支店、営業所において、下記の2種類の稼動可能な舗装機械を所有又は長期リース（3年以上）し、新潟市内に保管していること。

1. モーターグレーダー
2. アスファルトフィニッシャー

○ 技能者について

新潟市内の本社（店）、又は支店、営業所において、直接かつ恒常的に雇用している下記の技能者で編成できる作業班を有していること。

1. フィニッシャマン
2. スクリードマン
3. レイキマン

○ 技術者について

舗装施工時に、新潟市内の本社（店）、又は支店、営業所において直接かつ1年以上恒常的に雇用している1級舗装施工管理技術者を配置すること。

（主任技術者が兼ねてもよい）